

建設工事における現場代理人兼務の取扱い要領

1 目的

市が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼務できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件を全て満たす工事を2件まで兼務できる

上越市が発注した工事（上越市ガス水道局発注工事を含む）であること。

工事の種類は問わない、例えば「土木」と「建築」の兼務でも可とする。

予定価格が一件2500万円未満の工事であること。

それぞれの工事現場の距離が5km以内で、かつ自動車による移動時間が概ね10分以内であること。
常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること。

3 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の から により承認までの事務を行う。

現場代理人の兼務を希望する事業者は「現場代理人兼務承認申請書」（様式1）を新たに現場代理人の配置（兼務）をさせようとする工事の監督員に提出する。

市は、現場代理人兼務承認申請書に基づき、上記「2対象工事」の ~ に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。

市は兼務の可否を「現場代理人兼務承認(不承認)通知書」（様式2）により事業者に通知する。

4 兼務中の注意事項

以下に掲げる事項を厳守すること。なお、不備が認められるときは、現場代理人兼務の承認を取消す場合がある。

兼務期間中は兼務を承認したいいずれかの工事現場に駐在していること。

各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

増額の変更契約に伴う取扱い

増額により変更後の契約額が2500万円を超えた場合でも兼務は取り消さない。

経費調整について

現場代理人の兼務に伴う経費調整は行なわない。なお、近接工事の経費調整については、従来どおり（「現場代理人兼務承認申請書」の提出は不要）とする。

(様式 1)

現場代理人兼務承認申請書

平成 年 月 日

あて先 上越市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり、現場代理人を兼務としたいため申請します。

工 事 1	工事番号				
	工事名				
	発注者(課名)	上越市	課 又は	区	グループ
	工事場所	上越市	地内	請負(契約)金額	円
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
	主任技術者				
工 事 2	工事番号				
	工事名				
	発注者(課名)	上越市	課 又は	区	グループ
	工事場所	上越市	地内	請負(契約)金額	円
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
	主任技術者				
現場代理人氏名					
工事現場間の距離	km	工事現場間の移動時間	分		
連絡体制	(例：工事 1 と工事 2 は携帯電話又は無線で連絡可能 等)				

以下は上越市記入欄です。

課長	副課長	係長

起案：平成 年 月 日 決裁：平成 年 月 日

起案者

契約課 職 _____ 氏名 _____ 印

合議

工 事 1			
課長	副課長	係長	監督員

工 事 2			
課長	副課長	係長	監督員

上記の現場代理人の兼務について

(施工管理上問題ないと思われるので、兼務を承認する。
不承認とする。(理由： _____))

(様式 2)

現場代理人兼務承認（不承認）通知書

平成 年 月 日

(申請者)

様

上越市長

印

下記の工事の現場代理人を兼務としたい旨の申請について、次のとおり通知します。

工事 1	工事番号	
	工事名	
工事 2	工事番号	
	工事名	
現場代理人氏名		
該当する方 に がつい ています。		施工管理上問題ないと思われるので、兼務を承認する。
		不承認とする。(理由：)

(付 記)

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- (2) また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。